

# 大宮小学校 PTA規約

## さいたま市立大宮小学校 P T A 会則

### 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、さいたま市立大宮小学校PTAと称し、事務所をさいたま市立大宮小学校内におく。

### 第2章 目的

第2条 本会は、児童の健全な成長のために、保護者と教職員が一体となって児童教育の充実振興、会員相互の修養と親睦を図ることを目的とする。

### 第3章 活動

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- よい保護者、よい教職員となるために会員相互の修養と親睦を図る。
- 家庭と学校とが緊密に連絡をとり、児童の生活を指導する。
- 児童の生活環境をよくする。
- 児童の健康増進のために努める。
- 教育を充実するための研究・視察・調査に協力する。
- 各学年・各学級の諸活動に協力する。
- その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

### 第4章 組織

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校教職員とする。

第5条 第3条の活動を行うために次の専門部を置く。

- 総務部 学年・学級活動、総会の運営その他各部に属さない事項に関すること。
- 文化安全指導部 会員相互の修養、並びに児童及び会員の福利厚生、児童の校外指導及び社会教育に関すること。

3 広報部 機関紙の発行その他広報活動に関すること。

第6条 本会に次の役員をおく。

1 会長 1名

2 副会長 5名（内1名は教頭）

3 幹事 若干名

4 監事 若干名

5 専門部（総務部、文化安全指導部、広報部）役員 各部において、各年度、必要な人数

6 選考委員 若干名（各学年1名程度）

第7条 学校長は、本会の顧問としてすべての会に出席して意見を述べるができる。

## 第5章 役員の選出

第8条 会長、副会長、幹事、監事は、選考委員会の推薦により運営委員会を経て総会で承認して選出する。

第9条 選考委員会は、総会の承認により選出される選考委員により構成し、委員長は互選とする。

第10条 選考委員会は、第8条の役員を選考し、本人の承諾を得て総会へ推薦する。

第11条 専門部役員は、総会の承認により選出され、各専門部において、部長1名及び副部長1名を部員より互選する。

第12条 教職員は、専門部員とする。

第13条 会長、副会長、各専門部長、幹事、監事、選考委員は、兼任することができない。

## 第6章 役員の任期

### 第14条

1 役員の任期（会長、副会長、幹事、監事を除く）は1年とし、在籍児童1人当たり1回までを原則とする。

2 会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、再任後の任期は1年とし、その後の再任も妨げないが、通算任期は原則として5年を超えないものとする。

3 副会長（教頭を除く）、幹事、監事の任期は2年とし、毎年、それぞれ半数を改選する。

## 第7章 役員の任務

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 幹事は、会計・書記に従事する。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 専門部員は、各専門部の諸活動に当たる。
- 6 専門部長は、各専門部を代表して諸活動の運営に当たる。
- 7 専門部副部長は、専門部長の活動を補佐する。

## 第8章 機関

第16条 本会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 専門部会
- 3 運営委員会

第17条

- 1 総会は毎年1回開き、役員及び予算決定の承認並びに活動会務の報告をする。必要に応じて臨時に開くことができる。
- 2 総会は、書面、電磁的方法その他適切な方法により議決事項の表決をする形で行うことができる。
- 3 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 4 総会の議事は、議決権行使数の過半数をもって決する。

第18条 専門部会は随時開催して、活動計画及び執行について協議する。

第19条 運営委員会は、会長・副会長・幹事・各専門部長・各専門副部長で構成し、会長が随時召集して本会の活動について審議運営する。

尚、緊急止むを得ない事項については、運営委員会で審議執行する。

## 第9章 会計

第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入を当てる。

### 第21条

- 1 会費は年5,000円とする。
- 2 会費は、学期ごとに以下のとおり徴収し、徴収後の学期途中での転出等、退会による返金は行わない。  
1学期 2,000円      2学期 2,000円      3学期 1,000円

### 第22条

- 1 予算の款内流用は、運営委員会で決まる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 会長は、会計年度開始日から当年度の予算が総会において承認されるまでの間、暫定予算を策定し、執行することができる。ただし、その執行は、必要最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 3 会長は、会員から求めがあったときは、総会において、暫定予算の執行状況について報告する。
- 4 総会において予算が承認されたときは、暫定予算はこれに吸収されて失効し、暫定予算に基づく支出は、総会において承認された予算に基づいて執行されたものとみなす。

## 第10章 個人情報の取り扱い

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第11章 細則

第24条 本会の運営に関して必要な細則につき、本会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て、制定改廃することができる。

付則 本会則は、令和6年5月14日一部改正し、即日実施する。

# さいたま市立大宮小学校PTA慶弔規程

第1条 会員の慶祝及び弔意は、次の表により表す。

| 種別   | 該当者    | 金額     | 備考                     |
|------|--------|--------|------------------------|
| 結婚   | 教職員    | 5,000円 |                        |
| 出産   | 教職員    | 5,000円 |                        |
|      | 会員・児童  | 5,000円 |                        |
| 死亡   | 教職員の妻子 | 5,000円 |                        |
|      | 教職員の父母 | 5,000円 |                        |
| 病気見舞 | 児童・教職員 | 3,000円 | 連続10日以上入院<br>連続1ヶ月以上療養 |

第2条 その他、不慮の災害、特別な事情の場合は会長・副会長協議の上執行し、運営委員会に報告する。

付則

- この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。
- この規程は、平成4年4月27日より実施する。
- この規程は、平成8年2月21日一部改正し即日実施する。
- 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。
- この規程は、平成14年3月7日一部改正し即日実施する。
- この規程は、令和7年5月14日一部改正し即日実施する。

# さいたま市立大宮小学校PTA旅費規程

第1条 会務による出張は、次の表により旅費を支給する。

| 区分  | 支給額    |
|-----|--------|
| 交通費 | 実費     |
| 食費  | 実費     |
| 宿泊費 | 5,000円 |

## 付則

- この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。
- この規程は平成4年4月27日より実施する。
- 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。
- この規程は平成28年2月1日一部改正し即日実施する。
- この規程は令和7年5月14日一部改正し即日実施する。

# さいたま市立大宮小学校PTA同好会規程

## 第1章 名称と組織

第1条 本会は、大宮小学校PTA同好会と称し、本校PTA会員をもって組織し、事務所は大宮小学校内に置く。但し、元会員も参加することが出来る。

## 第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

### 第3章 役員

第3条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 P T A文化部長が兼任する。
- 2 副会長 若干名 同好会各部長が兼任する。
- 3 各部毎に 部長 1名、副部長 1名、会計 1名、幹事 2名

第4条 本会に、顧問をおくことができる。

### 第4章 役員任期

第5条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

### 第5章 会計

第6条 本会の経費はP T A補助金をもとに自主運営とする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 付則

- 1 同好会の「部」の新設及び改廃はP T A運営委員会で審議し、P T A会長が決定する。
- 2 同好会の規程の改廃については、同好会役員会及びP T A運営委員会で審議し、P T A会長が決定する。
- 3 各部に必要な細則は、各部ごとに定める。
- 4 同好会会長の任務は、各同好会の活動報告を受け（上期・下期の2回）運営委員会に報告する。
- 5 この規程は平成4年4月27日より実施する。
- 6 この規程は平成5年4月27日一部改正し即日実施する。
- 7 この規程は平成13年4月27日一部改正し即日実施する。
- 8 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。